

## 《CCC 免除証明》発行後の帳消し（登録抹消）手続きについて

(Dec.2012)

CCC 強制認証の免除証明には有効期限があります。免除証明をお持ちのお客様は、有効期限前に所定の帳消し手続きを行ってください。帳消し手続きとは、免除証明に登録されている製品の登録を抹消することです。帳消し手続きは、免除証明の申請者（中国現地法人）が、以下の表に示した証明資料を、免除証明を発行した税関に提出し行います。

No.	免除条件	帳消し期限	帳消し証明に関する証明資料
1	科学研究、試験所で必要とされる製品	研究、開発、測定計画書/プロジェクトに明記する期限、一般的に2年以内とする。	1) 廃棄証明 2) 返却証明
2	技術的評価を行なう為に、導入された生産ラインの部品	2年	1) 廃棄証明 2) 返却証明
3	直接最終ユーザーが使用している製品の修理を目的とした製品	2年	1) 廃棄証明 2) 返却証明 3) 修理企業が申請者となった場合には、エンドユーザーが証明する修理記録
4	工場の製造ライン/製造ラインユニットの組立てに必要な設備/部品(事務用品は含まない)	5年	1) 廃棄証明 2) 返却証明
5	商業展示のみに用いられ、販売されない製品	申請した展示期間後3ヶ月以内	1) 廃棄証明 2) 返却証明
6	一時的に輸入され、後日返却される製品(展示品を含む)	申請した一時輸入期間後3ヶ月以内	1) 廃棄証明 2) 返却証明
7	完成品の全数輸出を目的とした一般貿易方式の輸入部品	1年	1) 廃棄証明 2) 返却証明 3) 再輸出証明
8	完成品の全数輸出を目的とした原料輸入、もしくは原料輸入委託加工貿易方式の輸入 この分類の部品/製品の免除申請者は、税関の「登記ガイドブック」/電子帳簿に記載されている工場でなければならない。	1年	1) 廃棄証明 2) 返却証明 3) 輸出証明

注：1) 価値が低下した物品に関して、使用後に製品が消耗した或いは使用価値がなくなった場合、エンドユーザーは使用状況を確認し、使用状況声明を添付して帳消しの証明書として提出すること。  
2) 特殊な場合には、状況に応じて期限満了1ヶ月前までに延期申請を提出することができる。

お問い合わせ先

東京事業所 国際業務担当グループ

TEL: 03-3466-9818/FAX: 03-3466-5142

E-mail: kokusai@jet.or.jp